様式第2（第5条関係）

表

第　　号

石油需給適正化法第16条第2項の規定による

立　入　検　査　証

写　　真	職名及び氏名 （押出しスタンプ割印） 年　月　日生 年　月　日交付 主務大臣　　印

裏

石油需給適正化法（抄）

第16条

2　主務大臣は，第7条の規定の施行に必要な限度において，石油を使用する者に対し，その石油の使用状況に関し報告させ，又はその職員に，石油を使用する者の営業所，事務所その他の事業場に立ち入り，帳簿，書類その他の物件を検査させることができる。

4　前三項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人の請求があつたときは，これを提示しなければならない。

5　第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第22条　次の各号の一に該当する者は，一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二　第16条第1項から第3項までの規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をした者又はこれらの規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者

備考　用紙の大きさは，日本産業規格A7とすること。